阿佐谷北五丁目町会会則

第１章　総則

第１条（名称）

本会は、阿佐谷北五丁目町会（以下会という）と称する。

第２条（会員）

会の会員は、阿佐谷北五丁目の居住者および事業所の内、入会を希望した者とする。ただし、事業所は特別会員とし、議決権は有しないものとする。

第３条（事業所）

会の事務所は、原則として、会の会長宅に置く。

第４条（目的）

会は、町会内の生活の安全および環境の改善ならびに会員の福祉向上および親睦を図ることを目的とする。

第５条（事業）

会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

① 防犯、交通に関する事項
② 防火、防災に関する事項
③ 街灯、照明に関する事項
④ 環境、衛生に関する事項
⑤ 社会福祉、各種募金に関する事項
⑥ 文化に関する事項
⑦ その他、前各号に関連する事項ならびに本会が必要と認める事項

第２章　組織

第６条（役員）

1. 会に次の役員を置く。
    ① 会長１名
    ② 副会長５名以内
    ③ 理事 20 名以内
    ④ 監事２名以内
2. 前項の役員は、定時総会において選出する。

第７条（班および組）

1. 会の運営を円滑に行うため、会に班および組を置く。
2. 班および組の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の承認を得るものとする。

3. 班および組は、事業所を除く会員の中から班長および組長を各 1 名選出するものとする。なお、必要ある場合は、班に副班長を 1 名選出することができる。
4. 班長および組長は、原則として輪番制をとる。

第 8 条（任期）

1. 役員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
2. 現任役員の任期の途中で新たに選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、現任役員の残任期間とする。
3. 班長（副班長）および組長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 9 条（任務分掌）

役員等の任務分掌は、それぞれ次のとおりとする。

① 会長は、本会を代表するとともに、会務を総括する。
② 副会長は、会務を分掌するとともに会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
③ 理事は、役員会の決定により会務を分掌し、その実務にあたる。
④ 監事は、会の会計監査を行う。
⑤ 班長（副班長）および組長は、班、組をまとめ、会務に協力する。

第 10 条（相談役）

1. 会には、相談役を置くことができる。
2. 相談役は、役員会において選任する。
3. 相談役は、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

第 3 章　会議

第 11 条（会議）

会の会議は、総会、役員会、班長会とする。

第 12 条（会議の招集者および議長）

1. すべての会議は、会長が招集しその議長となる。
2. 会長に事故あるときは、あらかじめ役員会の決議をもって定めた順序に従い、副会長がこれに代る。

第 13 条（会議の決議）

班長会を除く会議の決議は、出席者の過半数をもって行う。ただし、決議が可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第 14 条（総会）

1. 総会は、会の最高決議機関であり、定時総会および臨時総会とし、特別会員を除く会員 1 世帯につき 1 名をもって構成する。
2. 定時総会は、毎年 1 回、年度末から 2 ヶ月以内にこれを開催する。

3. 臨時総会は、会員の３分の１以上の請求があった場合、または役員会において決議があった場合、これを開催する。
4. 総会を開催するには、会員に対し、上程する議案を、あらかじめ開示しなければならない。
5. 総会の議事については、議事録を作成するものとする。
6. 重要事項のうち急を要するものは、役員会において決議執行し、次の総会の承認を得るものとする。

第 15 条（総会の決議事項）

総会は、次の事項を決議する。

① 事業報告の承認
② 会計決算の承認
③ 事業計画案の承認
④ 予算案の承認
⑤ 会則の変更
⑥ 役員の選任
⑦ その他会の重要事項に関すること

第 16 条（役員会）

1. 役員会は、原則として、毎月１回開催する。ただし、必要ある場合は、随時開催する。
2. 役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、会の運営に関する事項を決定する。

第 17 条（班長会）

1. 班長会は、年１回以上開催するものとする。
2. 班長会は、班長および役員会の構成役員をもって構成し、班および組の運営に関する事項を協議する。また、必要ある場合は、役員会に提案するものとする。

第４章　会計

第 18 条（会計年度）

1. 会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。
2. 決算は、毎会計年度末に行なう。

第 19 条（収入）

会は、次の収入により運営する。

① 会費
② 寄付金
③ 助成金
④ その他

第 20 条（会費）

1. 会員は、所定の会費を納めるものとする。

2. 会費は、1 世帯または 1 事業所につき月額 200 円とする。ただし、共同住宅は、1 世帯につき月額 50 円とする。
3. 会費は、原則として、各組ごとに組長が徴収し、各班長がまとめて会に納入するものとする。
4. 会費は、1 年分以内を 3 ヶ月分単位で納入することができる。
5. 原則として、納入された会費の払い戻しはしない。

第 21 条（支出）

1. 支出は、総会において決議された予算に基づき、会の目的にそって行う。
2. 会員には、内規で定める額の慶弔金を支払うことができる。

第 22 条（特別会計）

1. 役員会の決議に基づき、毎会計年度末の繰越金から、特別会計として計上することができる。
2. 特別会計は、会が取引する金融機関の定期性預金に預け入れるものとする。
3. 特別会計の取崩しは、役員会の決議に基づき、目的を明確にしたうえで行なうものとし、その結果については、次の総会に報告し、承認を得るものとする。

第 23 条（監査および報告）

会計監査は、毎会計年度終了後行い、結果を定時総会に報告するものとする。

第 5 章　入会および退会

第 24 条（入会）

1. 会は、町会内に入居した世帯または開業した事業所があったときは、その世帯または事業所に本会の主旨を説明し、入会の案内をするものとする。
2. 会に入会するには、班長、組長を通し、会長に届け出るものとする。

第 25 条（退会）

会の退会は、阿佐谷北五丁目内に居住しなくなったときなど、特別の事情があった場合とする。

第 6 章　その他

第 26 条（会則の改廃）

本会則の改廃は、総会の決議によるものとする。

第 27 条（内規の制定）

役員会は、本会則を実施するにあたって必要ある場合は、内規を定めることができる。

付則

第 1 条（制度）

本会則は、昭和 28 年 7 月から施行する。

第 2 条（改定）

本会則の改定は、決議の日から施行する。

第 3 条（改定の経過）

1.~8.　省略

9.　平成 15 年 5 月　全面的な改定を行い、決議の日から施行。

10. 令和 5 年 5 月 13 日　改定